

投稿の手引き

I. 投稿の要件

1. 本会誌は日本ベッグ矯正歯科学会の機関誌で、邦名を日本ベッグ矯正歯科学会雑誌、英名をJournal of Begg Orthodontics（略称：J.Begg Orthod.）とする。年1～2回発行し、Begg法、KBテクニックおよびTip-edgeもしくはは歯科矯正学に新たな1ページを開くような内容の原著、臨床、その他を掲載する。
2. 投稿する場合は、本投稿の手引きに準ずる内容体裁を参照する。
3. 本誌への投稿は本学会会員に限る。ただし、編集委員会が認めた場合はその限りではない。
4. 投稿論文は他誌に未発表のものとする。本誌への掲載を受理された論文を日本語またはその他の言語で他へ掲載する場合は、本誌編集委員会の同意を必要とする。
5. 論文は、できるだけ簡潔に記述されたものとし、表題は50字以内とし、対訳英文をつける。キーワードは5語以内とする。
6. 論文は、平仮名、常用漢字、現代仮名遣いを用い、“である”調で書く。コンピューターもしくはワードプロセッサを使用し、A4紙に印字する。
7. 投稿原稿は内容、体裁が整い、ただちに印刷できる状態のものでなくてはならない。特に論文受理後の内容の修正変更は許されない。
8. 投稿論文はヒトを対象とする場合は、[ヘルシンキ宣言](#)を遵守する。
9. 英文論文については基本的に本投稿の手引きと同様の投稿要件であるが、詳細については編集委員会に問い合わせる。
10. 論文の投稿については、教育および主題講演、シンポジウム以外は依頼論文ではない。学会発表した内容についての投稿も通常投稿したものと同様に審査し受理されない場合もある。
11. 投稿は必ず自分の意思で行う。
12. 論文を受理するかどうかについては、編集委員会で査読し協議の上で決定する。必要な時は、第三者への査読を行うこともある。
13. 論文が照会となった時は、修正が必要であり、その修正を行った上で問題ないと編集委員会で判断されて始めて受理となる。
14. 論文が返却になる理由は、(1)内容が本誌に相応しくない、(2)内容が論理的に問題がある、(3)全体的に書き直し、修正が必要である、もしくは資料が全体的に不足しているなどの場合であり、内容的に問題なく、資料や内容が部分的に足りないものについては、返却ではなく、その旨を添付し照会とする。もちろん、返却の場合も、その理由を添付し著者に返送する。
15. 編集委員会の決定に不服な場合は、その旨を意見書として編集委員会宛に送付すること。文章としてのみ受け付ける。ただし、再検討の結果、必ずしもその主張が通るとは限らない。また、この検討は1度のみとする。

II. 投稿の手続き

1. 原稿送付先は日本ベッグ矯正歯科学会編集委員会宛とする。
2. 原稿送付の際に、本誌所定の投稿票および誓約書（共に本誌に添付。そのまま使用するか、コピーして使用しても可）に必要事項を記入の上、原稿に添付する。また、投稿票記載のチェック項目を確認する。
3. 投稿票および誓約書に不備がある場合は、著者に返送し、著者は不足または要修正部位を修正し、再度編集委員会に送付する。この書類は私文書であるが公文書と同等の扱いとし、修正する箇所は二重線を引き捺印をした上で修正する。修正液を使用してはならない。また、全てを書き直しても構わない。
4. 原稿は、表紙、抄録、本文、文献、表、図の順に一括して左上端をクリップでとめる。ホチキスは使用しないこと。投稿票、誓約書は綴じない。
5. 投稿にあたっては、原稿（表、図を含む）のコピー控えを手元に保存しておく。
6. 投稿にあたっては、本文および図表の説明をテキストにて、CD-Rに落としたものを原稿と共に送付する。また、使用したアプリケーションおよびコンピューターを明記する。な

お、図表や写真のデータは印字したもののみを受付ける。

7. 編集委員会のもとに原稿が到着した日付けを到着日とし、著者に到着を通知する。本投稿の手引きに当てはまらないもの（原稿資料の不足、本投稿の手引きの書き方に合っていないもの、および図、表、とくに写真が印刷に耐えられないクオリティーの場合もこれに当てはまる）については修正を求め、それが完了してから受付ける。修正された原稿が編集委員会のもとに到着し要件を満たしていると判断された日付けを受付日とする。
8. 受付けた論文は編集委員会にて論文内容を審議しその採択および掲載巻号を決定する。受理論文には論文掲載証明書を発行する。ただし、受理が決定してからでなくては掲載証明書は発行できない。（照会の状態では発行できない）。また、論文の採択が否決（“返却”となった場合）された場合論文掲載証明書の発行はしない。もちろん、本誌に掲載されることもない。
9. 一度受付したものを取り下げる場合は、その旨を文書にして編集委員会に申し出ること。ただし、受理となったものについては基本的に取り下げることはできない。
10. 本学会もしくは他学会（日本矯正歯科学会等）の認定医の新規申請もしくは更新に使用される場合で投稿時にその旨を記載していない場合は、論文掲載証明書の発行はしない。すでに発行されているものに対して本学会もしくは他学会の認定医の新規申請もしくは更新に使用される場合はその旨を編集委員会に知らせる義務はないが、各学会の認定委員会で内容の問題等で否決されても本編集委員会は一切の責任を負わない。

III. 表紙の体裁

1. 原稿には表紙を付け、その上段より論文表題（副題は行をかえる）、著者名、著者所属機関名、論文表題の英訳、著者名のローマ字表記（姓は大文字）、キーワード、ランニングタイトル、連絡先の順に記載する。
2. キーワードは5語以内とする。日本語でも欧語でもよい。
3. ランニングタイトルはページ上方に印刷されるもので40字以内とする。表題が短く必要がない場合には、表題と同じである旨を記載する。

記載例

○○○に関する形態学的研究
——××による評価——（副題は行をかえる）

1行あける

佐藤一郎，鈴木二郎*，山田三郎

○○大学歯学部歯科矯正学講座

*新潟県 開業

1行あける

Morphological study of ○○○

——Evaluation by ×××——

1行あける

Ichiro SATO, Jiro SUZUKI* and Saburo YAMADA

Department of Orthodontics, Faculty of Dentistry, ○○University Niigata

1行あける

キーワード：○○○、×××、□□□、△△△、（5語以内）

10行あける

主任または指導：△△△△教授 平成 年 月 日受付（日付空白）

1行あける

連絡先：佐藤一郎

○○大学歯学部歯科矯正学講座

住所

10行あける

ランニングタイトル：○○○○○○○○○○○○○○（40字以内）

IV. 論文内容

<抄録>

1. 表題等と本文の間に印刷されるもので、論文の要旨を600字前後で記載する。
2. 内容は、論文本文を読まなくても概要が理解できるように、目的、方法、結果のような主なものを簡潔に要約する。ただし、項目別に分けて書かないこと。
3. 同様の内容の英訳も別につける。これは論文の最期に追加されるものである。詳細については編集委員会に相談すること。

<本文>

1. 本文はページを改めて書き起こし、平仮名、現代仮名遣い、常用漢字、数字を用いて明瞭に書く。歯種を示す場合には漢数字を用いる。和訳しにくいもの以外は日本語で表記する。
2. 欧語はすべて原綴りとし、人名、固有名詞、略語とくに寛容されているものは大文字で始める。また普通名詞は文頭にある場合のみ大文字で始めるが、文中では大文字は使用しない。句読点、コンマ、ピリオド、括弧は1字として換算する。
3. 本文中に文献を引用するときは、右肩に文献番号をつける。この時、2つ引用する場合はそのまま記載するが、3つ以上引用する場合は最初と最後の文献番号を“-”でつなぐ。

記載例

- 1) 佐々木ら (1957)¹³⁾ も示すごとく…
 - 2) …とされているが、^{2,4)}
 - 3) 豊田¹⁰⁻¹⁴⁾ は…と報告している。(文献が3つ以上連続する場合の表し方)
4. 論文中で、計測機器や薬品などの名称を記す場合は、その機器などの一般名称を記し、続けて () 内にその製品名や形式、製造者名、製造都市名を順に記す。

記載例

パーソナルコンピュータ (PC-9801VX, 日本電気(株)、東京)

5. 本学会もしくは他学会の認定医の新規申請または更新に使用する場合は、新規申請の場合は原著でも臨床でも構わないが更新の場合は臨床(症例報告)のみとする。また、その場合には、最低限、動的治療前、動的治療後、保定(2年以上が好ましい。最低でも1年半前後はあること)のデータおよび写真の提示をする。いずれにしても、申請者が筆頭著者であること。
6. 原著の場合
 - i. “緒言”、“材料と方法”、“結果”、“考察”の順に記すこと。ただし、結果と考察はまとめても構わない。
 - ii. “緒言”には、研究の目的、それを取り上げた動機および背景などを記述する。
 - iii. “材料と方法”では、実験または観察に使用した材料および方法について記述する。とくに新しい方法についての考察であれば、理解しやすいように説明すること。材料と方法についての考察はここでは述べない。
 - iv. “結果”では、表、図、写真などを活用し、本文では実験または観察によって得られた結果の主要点について述べ、結果についての考察は行わない。
 - v. “考察”は、前章までに示されたものについて客観的検証し、見い出された事項に対する意義を述べる。さらに、他論文との比較を行い、その評価を行う。
7. 臨床(症例報告)の場合
 - i. “緒言”、“症例”、“考察”の順に記す。
 - ii. “緒言”には、症例の治療の目的、それを取り上げた動機および背景などを記述する。
 - iii. “症例”では、治療に使用した材料および方法、表、図、写真などを活用し治療経過などについて記述する。

記載する順番は以下の通りである。

- a. “診査項目”としては、初診時年齢、性別、主訴、既往歴、家族歴、機能的問題、口腔内所見、パントモグラフ所見、歯冠近遠心幅径の分析、歯列弓・歯槽基底弓の分析、tooth size ratioの分析、セファログラム分析、プロフィールグラム所見、arch length discrepancyの計測などである。全部記載する必要はないが、このうちの大半は記載されていなくてはならない。
 - b. “診断”は、①の結果から導き出された診断結果のみを記載する。
 - c. “治療方針”では、診査診断に基づき決定した治療方針を記載する。
 - d. “治療経過”では、表、図、写真などを活用し、治療を行った順番に、使用した機器機材を含めてわかりやすく治療経過について述べる。
 - e. “治療結果”では、顔貌の状態、口腔内所見、パントモグラフ所見、セファログラム分析（重ね合わせ）、プロフィールグラム所見（重ね合わせ）、その他、改善された項目、されなかった項目について述べる。
 - iv. “考察”は、前章までに示されたものについて客観的検証し、見い出された事項に対する意義を述べる。さらに、他論文との比較を行い、その評価を行う。
 - v. 症例が複数ある場合には、“症例”の項目を症例別に分けて記載する。
8. その他の場合
その内容により、原著もしくは臨床に準じる。

<文献>

1. 引用文献は邦文、欧文の区別なく、引用順に並べて一連番号を付け、本文中の該当箇所にも右肩にアラビア数字で片括弧を付けて示す。
2. 文献の書き方は以下の通りである。
 - i. 雑誌の時は著者名；論文表題，雑誌名（略誌名でよい），巻数（号数不要）；通ページ（最初のページ - 最後のページ），発行年（西暦）
 - ii. 単行本の場合は、著者名；書名，版，発行地；発行年（西暦），発行所，引用ページ（最初のページ - 最後のページ）
 - iii. 分担執筆の単行本の場合には、実際に引用する部分の著者名；実際に引用する部分の表題；編集者名；書名，版，発行地；発行年（西暦），発行所，引用ページ（最初のページ - 最後のページ）
 - iv. 翻訳本の場合は、著者名；書名（監修者および訳者名），版，発行地；発行年（西暦），発行所，引用ページ（最初のページ - 最後のページ）
3. 学会発表の抄録を文献として引用することはできない。
4. 本誌もしくは他誌に投稿済みであるが、まだ公刊されていない論文を引用する時は、著書名、表題、掲載予定雑誌名、その巻および西暦年を記した後に、必ずその状況に応じて、受理されている場合に“印刷中”、受理もしくは返却の返事が来ていない場合には“投稿中”と付記すること。なお、返却の返事が来ている場合には分権として引用することはできない。
5. 私信や特定の会合で配付された資料など、公刊されておらず、一般に閲覧できないもの、およびインターネットのホームページは文献として引用することはできない。

記載例

1. 藤田恒太郎：人における歯数の異常，口病誌25：97-106，1958。
Tweed,C.H.：Philosophy of orthodontic treatment,Am J Orthod31：74-103,1945.
2. 榎恵：歯科矯正学，第2版，東京，1982，医歯薬出版，62-65。
Graber,T.M.：Orthodontics,principles and practice,2nd ed.,Philadelphia·London,1967,W.B.Saunders Co.,119-121.
3. 須崎一郎：伝達麻醉法；山本五郎，水木孝編 口腔治療学，5版，東京，1957，小川書房，24-40。
Tulley,W.F.：Normal function of the mouth.in：Current orthodontics,ed.Walter,D.P.,Bristol,1966,John Wright&Sons Ltd.,39-55.

4. 滝本和男：矯正歯科（歯科技工全書），第1回改訂，東京，1967，医歯薬出版，73-79.
Scot,J.H.：Dento-facial development and growth (Pergamon series on dentistry,vol.6),Oxford,1967,Pergamon Press,138-174.
5. 武井光三：口蓋裂の発生学的研究，解剖誌2：16-20，1927.；21) から引用
Tacker,G.C.：Calcification and phosphatase,J Pathol 48：205-233，1934；
cited from Eckman,D.C.：Histopathological studies on the periodontal structures,J
Am Dent Assoc 44：111-134，1957.
6. プロフィット，R：プロフィットの現代歯科矯正学（作田守監修，高田健治訳），第1版，東
京，1989，クインテッセンス出版，228-244

<表および図>

1. 表および図は、A4用紙を用いて1枚ずつ作成し、表または図ごとに通し番号を付ける（表1、表2…図1、図2…）。この際、写真は図として通算する。表および図の用紙1枚ずつに、その右下端に著者名と表または図の通し番号を必ず記す。
2. 表および図にはタイトルまたは説明文をつける。この説明は英文でつけること。本文を読まなくても内容が理解できる程度のものが望ましい。表のタイトルは表の上に、説明文は表の下に記す。図のタイトルおよび説明文は図の下に記す。
3. 表はコンピューターまたはワードプロセッサを用いて作成する。表の大きさは刷り上がりで最大1ページであり、それ以上のものは受け付けない。
4. 図ははっきりと描くこと。座標の数字、説明や単位を忘れないようにする。
5. 写真は光沢画紙に焼付け、鮮明なものでなくてはならない。デジタル処理した画像でも構わないがピクセルが見えるものは受け付けない。原則として、印刷原寸大に作成する。
6. 表、図および写真は、あらかじめ著者で組み上げ、そのまま印刷すればいい状態のものとする。原則として、編集委員会でトリミングや写真などを組むことはしない。
7. 顔写真には“目隠し”を施し、その人物が特定できないように配慮すること。この目隠しは編集委員会で施すので著者が顔写真には目隠しを施さない。
8. 写真およびデータは、動的治療前、動的治療後、保定（2年以上が好ましい。最低でも1年以上）が必要である。各ステージごとのものもあると望ましい。しかし、論文の長さなども考慮に入れ、不必要なものは入れない。
9. 原則として、顔写真は2枚（正面および左即貌）、口腔内写真は正面、左右側面、上顎および下顎咬合面の5枚が必要である。いずれの写真も各ステージ、動的治療前後、保定中で同倍率であること。
10. 表、図および写真で、トレースやトリミングを必要な場合で依頼する場合はその実費を著者負担とする。

V. 校正

1. 校正は印刷までの時間を短縮するため、まず編集委員会で行った後に著者校正を行う。
2. 校正は著者名以外の部分に対して行う。
3. 原則として、著者校正は1回とし、さらに校正が必要な場合には編集委員会に申し出ること。
4. 校正時の著者の変更や順番の変更は認めない。
5. 校正時の返送が遅れたり、校正時の大幅な原稿修正、図の改版などがあって、編集業務に支障をきたし本誌発行が遅延する恐れがある時は、たとえ受理論文であっても編集委員会の判断で掲載を次号回しとすることがある。

VI. 論文掲載料、別刷その他

1. 論文掲載料は次のように、投稿者負担額（投稿原稿に限り）を定める。
1編6頁まで30,000円、1頁増すごとに5,000円加算する。
抄録、図説の英訳費用：15,000円
2. 図版の製作および組み替えにより生じた著者負担金については事前に著者に連絡し了解を得てから編集作業を行う。

3. 投稿論文の長さに関しては、投稿された原稿の長さにより編集委員会から著者に理由を添付し修正を指定する。ただし、著者の希望によっては編集委員会で協議の上、規定を超える長さや写真などの図版が必要とされる場合にはそれを了承する場合もある。しかし、この場合、別途料金がかかる場合もある。
4. 別刷希望部数は投稿票該当欄に明記すること。なお、別刷はその作製費用（別刷表紙の組・刷・用紙代および製本代）・発送に要した費用は全額著者負担とする。
5. 別刷の料金等については、学会事務局に問い合わせる。